



年度 (年分) 市・県民税
特定配当等・特定株式等譲渡所得金額申告書

1月1日 現在の住所	小美玉市	電話番号	
現住所	※上記と異なる場合のみ記入	生年月日	明・大・昭・平 年 月 日
フリガナ			
氏名			
個人番号			

1 上場株式等の配当等及び譲渡所得等に係る市・県民税（住民税）の課税方法について、所得税とは異なる課税方法を次のとおり選択します。（いずれかに☑をつけてください。）

①上場株式等の配当所得等について

- 申告不要（＝申告しないこと）を選択します。
- 総合課税を選択します。

配当所得（総合課税分）の金額： 円 配当割控除額 円

- 申告分離課税を選択します。

配当所得（申告分離課税分）の金額： 円 配当割控除額 円

※ 該当する年分の確定申告書の本人控と上場株式等の配当等に関する書類の写しを添付してください。

②上場株式等の譲渡所得等について

- 申告不要（＝申告しないこと）を選択します。
- 申告分離課税を選択します。

上場株式等の譲渡所得等の金額： 円 株式等譲渡
所得割控除額 円

※ 該当する年分の確定申告書の本人控と上場株式等の譲渡所得等に関する書類の写しを添付してください。

2 上場株式等に係る譲渡損失の金額を翌年以後に繰り越す方は、以下の項目に記入ください。

上場株式等の譲渡収入金額： 円 上場株式等の譲渡所得等の金額： 円
 上場株式等の配当等収入金額： 円 上場株式等の配当等の所得金額： 円
 翌年以後の繰り越される損失の金額： 年分 円 年分 円

※ 該当する各年分にそれぞれ記入してください。

裏面もお読みください

(裏面)

<ご持参いただくもの>

- ① 身元確認書類 (マイナンバーカード, 運転免許証など)
- ② 番号確認書類 (マイナンバーカード, 通知カードなど)
- ③ 印鑑

<添付書類>

確定申告書を税務署に提出した方

- ① 確定申告書「控」の写し
- ② 株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書の写し
- ③ 所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表の写し
(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)

確定申告書を税務署へ提出しない方

- ① 特定口座年間取引報告書の写し

<ご注意ください>

- ・ 本申告書で申告 (所得税と異なる課税方式を選択) できるのは, 所得税及び市・県民税 (以下住民税といいます。) が, 源泉徴収 (特別徴収) されている上場株式等に係る配当等並びに源泉徴収 (特別徴収) することを選択している特定口座 (源泉徴収選択口座) で運用している上場株式等の譲渡による所得です。
一般株式等の配当等及び源泉徴収されていない「簡易申告口座」や「一般口座」での上場株式等の譲渡所得等については申告不要とすることはできません。
- ・ **本申告書は, 該当年度の申告期限 (3月15日) までに提出してください。**ただし, 申告期限後であっても税額通知書・納税通知書が送達されるまでに提出のあったものは有効です。すでに税額通知書・納税通知書が送達されている場合は, 本申告書は無効となります。
- ・ 上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等以外の所得及び所得控除等については, 所得税の確定申告書と同一の内容を記載した住民税の申告書が提出されたものとみなして取り扱います。
- ・ 住民税において申告不要を選択した場合, 上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等については, 「配当割額控除」及び「株式等譲渡所得割額控除」の適用は受けられません。また, 損益通算及び損失の繰越控除についても住民税では適用されません。
- ・ 特定口座ごとに上場株式等に係る配当所得等 (一定のものを除く。) の一部を総合課税とし, 一部を申告分離課税とするなど, 税法上認められない課税方式を選択することはできません。
- ・ 上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等について申告不要制度を選択したことにより, 医療費控除等の一部所得控除について, 所得税における控除額と住民税における控除額に差異が生じる場合があります。
- ・ 確定申告書や特定口座年間取引報告書のコピーの提出がない場合は, 税額決定に時間がかかる場合があります。
- ・ 申告は, 当年度限りです。翌年度以降も課税方式を選択する場合は, その都度申告が必要です。

<提出先及び問い合わせ先>

小美玉市役所 総務部 税務課 税務係

〒319-0192 小美玉市堅倉 835 番地 ☎0299-48-1111 (内線 1121~1124)

※郵送でも受け付けております。